

呉市教育委員会議題
(令和2年4月24日定例会)

呉市教育委員会

令和2年4月24日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第19号 呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
- 4 報告第10号 新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について
- 5 報告第11号 寄附受納について
- 6 報告第12号 令和4年度以降の成人式の開催について

【非公開】

教議第19号

呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令

呉市教科用図書の採択に関する規程（昭和60年呉市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(選定委員会の委員)</p> <p>第5条 選定委員会は、次項において定める委員をもって組織する。</p> <p>2 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 若干名の保護者代表又は学識経験者</p> <p>(3) 略</p>	<p>(選定委員会の委員)</p> <p>第5条 選定委員会は、次項において定める委員をもって組織する。</p> <p>2 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 若干名の保護者代表及び学識経験者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>前号に規定するほか、呉市立中学校教育研究会社会部会に属する校長</u></p>
<p>(調査・研究委員会の委員)</p> <p>第9条 調査・研究委員会は、教科用図書の発行種目ごとに8名以内の委員をもって組織する。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(調査・研究委員会の委員)</p> <p>第9条 調査・研究委員会は、教科用図書の発行種目ごとに7名以内の委員をもって組織する。</p> <p>2～5 略</p>

付 則

この訓令は、令達の日から施行する。

(提案理由)

教科用図書の採択に係る手続の適正を確保するための規定の整備を行うため、この訓令案を提出する。

議案資料 呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

1 改正の趣旨

教科用図書の採択に係る手続の適正を確保するため、他の教科と比較して種目が多い中学校社会の選定委員会の委員を増員するなど、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 選定委員会の委員

ア 委員の明確化

委員の委嘱を保護者代表又は学識経験者から、保護者代表及び学識経験者にします。

イ 担当種目の分担

教科用図書の種目が4種類ある中学校の社会については、他の教科と比較して種目が多いため、担当種目を分担することで、より集中して教科用図書の選定に取り組めるようにするため、選定委員会の委員に中学校教育研究会社会部会に属する校長を増員します。

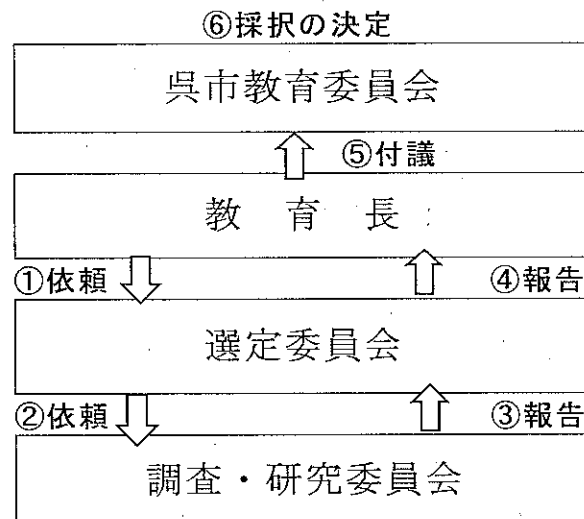
(2) 調査・研究委員会の委員の削減

小中一貫教育の推進に資する取組として、中学校の調査・研究委員会は、小学校からの委員1名を含む8名で組織していましたが、小中一貫教育に関する教職員の意識啓発が図られていることから、小学校の委員を除く7名にします。

3 施行期日

令達の日から

4 参考（教科用図書（中学校）採択の手順等）



選定委員会の構成

- ・呉市中学校長会長1名
- ・保護者代表2名及び学識経験者1名
- ・呉市立中学校教育研究会に属する教科部会及び道徳部会を代表する校長11名
- ・呉市立中学校教育研究会社会部会に属する校長1名

調査・研究委員会の構成

- ・調査・研究委員会は16種目で構成（国語，書写，社会（地理的分野），社会（歴史的分野），社会（公民的分野），地図，数学，理科，音楽（一般），音楽（器楽合奏），美術，保健体育，技術・家庭（技術分野），技術・家庭（家庭分野），英語，特別の教科 道徳）
- ・各種目，呉市立中学校の校長，教頭，主幹教諭，指導教諭及び教諭の中から7名以内

報告第10号

新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について

1 広島県内の状況

4月18日(土) 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等」制定 【参考資料1】
期間：4月18日(土)から5月6日(水)まで
(休業要請は、4月22日(水)から)

2 呉市の状況(4月14日以降)

4月18日(土) 呉市において新型コロナウイルス感染症患者が初めて確認された
4月19日(日) 呉市長メッセージを発信 【参考資料2】
4月22日(水) 呉市教育委員会教育長メッセージを発信 【参考資料3】

3 呉市立学校臨時休業の動き

(1) 期間

4月17日(金)から5月6日(水)まで

(2) 登校日の中止

4月20日(月)から5月6日(水)までの休業中、各学校が予定していた登校日の中止

(3) 一人で過ごすことができない児童生徒への対応

- ・特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、障害に対応した預かり先が見つからない場合、必要な対策を行った上で登校させる。
- ・やむを得ない理由により、日中の間、居場所を確保できない等の場合、個々の状況をよく把握し、必要な対策を行った上で登校を受け入れる。

受入れ状況

	小学校 (うち特別支援学級)	中学校 (うち特別支援学級)	合計
4/17(金)	30校 801名(33名)	なし	801名(33名)
4/20(月)	30校 684名(27名)	なし	684名(27名)
4/21(火)	30校 616名(27名)	1校 3名(0名)	619名(27名)
4/22(水)	28校 539名(24名)	1校 2名(0名)	541名(24名)

4 呉市内放課後児童会，保育所等の動き

4月20日（月）から5月6日（水）まで，市内の放課後児童会，保育所等について，保護者への利用自粛を要請

5 その他

- ・児童生徒定期健康診断の延期
- ・国からの布製マスクを配布（一人あたり2枚）
- ・教職員の分散勤務の実施

新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等

令和2年4月18日制定

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

特措法第32条に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針で示された重要事項を基に、次により緊急事態措置を行う。

1 基本的な考え方

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、県民一丸となって接触機会の低減に徹底的に取り組み、人と人との接触を8割削減することを目標として、事業者及び県民の協力を要請する。
- (2) 事業者に対しては、
 - ①感染拡大につながるおそれのある施設については休業への協力を要請する。
 - ②以下の施設については、「3密」を避けるための措置を講じた上で、原則として、休業への協力要請は行わない。
 - ・県民の安定的な生活の確保に必要な、食料などの生活必需品の供給や生活必需品サービスを提供する施設など
 - ・医療関係者・生活支援関係事業者及び、それらに関わる関係事業者の施設
 - ・社会の安定の維持に必要な施設
 - ③屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント・パーティー等の開催の自粛を要請する。
 - ④休業を行わない事業所等においては、不急な会議や出張を中止し、Web会議、テレワークの活用などにより、出勤者数を5割削減することを目指す。また、出勤した場合にも、座席間の距離をとることや、従業員の執務オフィスの分散などを促す。
 - ⑤都道府県をまたいでの出張や他の都道府県からの人の往来は、まん延防止の観点から厳に避けるよう要請する。
- (3) 県民に対しては、
 - ①生活維持に必要なものを除き、外出しないことを要請する。
 - ②他地域との往来の自粛を要請する。

2 措置の対象とする区域

広島県全域

3 施設の使用制限及び催物の開催の停止の協力要請（休業への協力要請）（法第 24 条第 9 項）

(1) 別紙 1 に掲げる区分に応じ、休業への協力を要請する。

期間は、令和 2 年 4 月 22 日から令和 2 年 5 月 6 日までとする。

(2) 以下の施設については、原則として休業への協力は要請せず、「5 適切な感染防止に向けた対策」の徹底を要請する。

- ・ 県民の安定的な生活の確保に必要な、食料などの生活必需品の供給や生活必需サービスを提供する施設など
- ・ 医療関係者・生活支援関係事業者及び、それらに関わる関係事業者の施設
- ・ 社会の安定の維持に必要な施設

(3) なお、以下の施設については、下記の点に留意すること。

- ・ 運動、遊技施設については、屋外は対象外とするが、屋内施設は対象とする。
- ・ 商業施設、大学、学習塾等については、1,000 m²超の施設については、休業の協力を要請する。1,000 m²以下の施設は休業の協力を依頼する。
- ・ 大規模ショッピングセンターについては、対象施設と対象外施設の適切な区分を要請する。
- ・ 幼稚園については、対象とするが、特段の事情により自宅で過ごすことができない幼児については、個別に相談の上、受け入れの継続を要請する。
- ・ 保育所、児童クラブについては、対象外とするが、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等を確保しつつ、保育の縮小や臨時休所等について要請する。
- ・ 通所介護・短期入所利用の福祉サービスを提供する施設については、対象外とするが、可能な限りの利用自粛の依頼を要請する。
- ・ 食事提供施設については、対象外とするが、営業時間短縮等（朝 5 時から夜 8 時まで。酒類の提供は夜 7 時まで）の協力を要請する。

4 徹底した外出の自粛の要請（法第 45 条第 1 項）

「1 基本的な考え方の（3）」及び、「県民の皆様へ 5 つのお願い（別紙 2）」事項の順守を要請する。期間は、令和 2 年 4 月 18 日から令和 2 年 5 月 6 日までとする。

5 適切な感染防止に向けた対策

発熱者等の事業所等への入場防止（検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の従業員の出勤停止など）や、飛沫感染（従業員のマスク着用、手指の消毒、こまめな手洗いなど）、接触感染防止のための対策（店舗・事業所内の定期的な消毒など）を講じるほか、以下の対策を講じる。期間は、令和 2 年 4 月 18 日から令和 2 年 5 月 6 日までとする。

- (1) 休業協力要請を行わない事業所等においては、不急な会議や出張を中止し、Web会議、テレワークの活用などにより、出勤者数を5割に削減することを目指す。また、出勤した場合にも、座席間の距離をとることや、従業員の執務オフィスの分散などを行う。
- (2) 事業所等に出勤する従業員に対しては、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤を促す。
- (3) 店舗等の利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保を強く要請する。

新型コロナウイルス感染者の発生を受けて (市長メッセージ)

昨日、呉市内での初めての新型コロナウイルス感染症の患者が確認されました。

現在、濃厚接触者等の把握を含めた積極的疫学調査を実施しているところです。

今後、行動歴から新たな濃厚接触者等を確認し、速やかに検査を実施するとともに、その結果を市民の皆様にお伝えしてまいります。

市民の皆様におかれましては、疫学調査や検査の結果をはじめ、市や県が発表する情報をきちんと確認していただき、引き続き冷静な対応をとっていただきますようお願いいたします。

なお、感染者や医療関係者等の家族を誹謗・中傷・差別することは絶対にやめていただきますようお願いいたします。

また、県から別紙の「5つのお願い」が示されています。市民の皆様には、これに沿った対応をお願いします。

事業者の皆様には、県から具体的な緊急事態措置が示されておりますので、これに沿った対応をお願いします。

(広島県 HP アドレス

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/4/987100235.html>)

市民の皆様のお一人お一人の対応が、感染拡大防止につながります。

引き続き、市民の皆様の安全・安心のために、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、国や県とともに、全力で対応してまいります。

令和2年4月19日

呉市新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 呉市長 新原芳明

緊急事態宣言

～県民の皆様へ5つのお願い～

- 1 週末・平日に関わらず外出を自粛してください。
 - ①生活必需品の買い物や医療機関への通院，健康維持のための個人的運動以外の活動など，生活維持に必要なものを除き，外出しないこと
 - ②屋内外を問わず，家族以外との多人数での会食や，密集状態等が発生する恐れのあるイベント・パーティー等へ参加しないこと
 - ③夜間の繁華街の接客を伴う飲食店を利用しないこと
- 2 やむを得ず外出する場合は，他者との距離を可能な限り2メートル空けてください。
- 3 県をまたいで移動することや他の都道府県から人を招くことは，まん延防止の観点から，厳に避けてください。
- 4 在宅勤務，時差出勤，自転車・徒歩通勤などにより，通勤時の人との接触を減らしてください。
- 5 感染者・医療関係者やそのご家族などを誹謗・中傷・差別することは絶対にやめてください。

じどう みな
児童の皆さんへ

きょういくちやう
教育長メッセージ

げんざい しんがた
現在、新型コロナウイルスの感染がひろがる中、広島県も緊急事態
せんげん たいしやうちいき
宣言の対象地域となりました。

そんな なか みな
そんな中、皆さんが新型コロナウイルスに感染しないようにするた
め、4月17日から5月6日まで、呉市のすべての学校をお休みにし
ました。

また、4月18日には、呉市においても、新型コロナウイルス感染者
が確認されました。

ともだち いっしょ べんきやう
友達と一緒に勉強することを楽しみにしている皆さんにとっては、
さんねん
残念なことだとは思いますが、今は、みんなが心を一つにして、大変
な時を乗り越えていきましょう。

やす あいだ
お休みの間、おうちの人と話し合いながら、次の6つのことについ
て、気を付けてください。

- 1 用事のある時以外は、家から外へ出ないようにしましょう
- 2 閉め切った場所にいること、人がたくさんいる場所に行くこと、
人と近づくことを避けましょう
- 3 手洗いやうがい、マスクの着用、咳エチケットをしましょう
- 4 学校から出された宿題を計画的にしましょう
- 5 規則正しい生活をしましょう
- 6 コロナウイルスのことで、人の悪口を言ったり、傷つけること
をしたりしてはいけません

やす あいだ ふあん きも かな きも
お休みの間、不安な気持ちや悲しい気持ちになるかもしれませんが、
また一緒に楽しく勉強ができるようになるためにも、6つのことをし
っかり守ってください。これらのことで困ったことがあれば、必ずお
うちの人や学校の先生に相談してください。

さいご
最後になりましたが、皆さんが元気におうちで頑張っているのを応
援しています。そして、また学校で会えるのを楽しみにしています。

れいわ ねん がつ にち
令和2年4月22日

くれし きやう いく い いん かい
呉市教育委員会
きやう いく ちやう てらもと ありのぶ
教育長 寺本有伸

生徒の皆さんへ

教育長メッセージ

現在、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、広島県も緊急事態宣言の対象地域となりました。

そのような中、皆さんの命を守るため、感染拡大防止対策として、4月17日から5月6日まで、呉市内のすべての学校を臨時休業にしました。

また、4月18日には、呉市においても、新型コロナウイルス感染者が確認されました。

友達と一緒に学校生活を送ることを楽しみにしている皆さんにとっては、残念なことだとは思いますが、今は、みんなが心を一つにして、この大変な状況を乗り越えていきましょう。

臨時休業の間、家族と話し合いながら、次の6点について、気を付けてください。

- 1 不要不急の外出を控える
- 2 密閉、密集、密接の三密を避ける
- 3 手洗いやうがい、マスクの着用、咳エチケットを徹底する
- 4 学校から出された課題を計画的に行う
- 5 生活のリズムを整える
- 6 新型コロナウイルス感染者や医療関係者等の家族に対して、誹謗・中傷・差別を絶対しない

臨時休業の間、不安な気持ちや悲しい気持ちになるかもしれませんが、また一緒に楽しく学校生活を送ることができるようになるためにも、6つのことをしっかり守ってください。これらのことで困ったことがあれば、必ず家族や学校の先生に相談してください。

最後になりましたが、皆さんが元気で頑張っているのを応援しています。そして、また学校で会えるのを楽しみにしています。

令和2年4月22日

呉市教育委員会
教育長 寺本 有伸

保護者の皆様へ

教育長メッセージ

現在、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、広島県も緊急事態宣言の対象地域となりました。

このような中、呉市においては、皆様の健康・安全を第一に考え、感染拡大防止対策として、やむを得ず4月17日から5月6日まで、呉市内の小学校、中学校、高等学校の一斉臨時休業を実施することになりました。

また、4月18日には、呉市においても、新型コロナウイルスの感染者が確認されたことから、一層の拡大防止に努めなければならないと考えています。

臨時休業中、御家庭において、お子様と話し合いながら、次の6点を留意してください。

- 1 不要不急の外出を控える
- 2 密閉、密集、密接の三密を避ける
- 3 手洗いやうがい、マスクの着用、咳エチケットを徹底する
- 4 学校から出された課題を計画的に行う
- 5 生活のリズムを整える
- 6 新型コロナウイルス感染者や医療関係者等の家族に対して、誹謗・中傷・差別を絶対しない

呉市教育委員会としては、児童生徒、保護者の不安解消の一助として、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等も活用し、最大限の支援に当たっていきたいと考えておりますので、御不安や御心配があれば、まずは学校に御相談ください。

最後になりましたが、皆さんの健康・安全を第一に、感染拡大防止の取組の徹底に御理解、御協力をお願いいたします。

令和2年4月22日

呉市教育委員会
教育長 寺本 有伸

寄附受納について

文化振興課

呉市立美術館の美術品として、次のとおり寄附申込があったので、これを受納した。

No.	寄附申込者	分類	作者	題名	評価額(円)	受納年月日
1	小綿 繁子	日本画	ますいみえこ 益井三重子	レースのひと	1,500,000	R2.3.23
2	於保 奈那子	日本画	ますいみえこ 益井三重子	山影	800,000	R2.3.23
合計					2,300,000	

寄附作品 1



益井三重子《レースのひと》1973（昭和48）年、150.0×75.0 cm、紙本彩色

寄附作品 2



益井三重子《山影》1970年代前半、72.7×91.0 cm、紙本彩色